

- ③ 授業は原則として昼夜共通の開講方法とし、一般及び社会人学生に対し共通の講義・演習を行うものとする。
- ④ 社会人学生の昼間における履修及び一般学生の夜間における履修も可能である。

6. 履修方法

- (1) 博士前期課程又は修士課程にあつては、2年以上在学し、大学院学則第12条別表2により各研究科・専攻所定の単位（必要な単位数）を修得し、かつ、指導教員の指導のもとに必要な研究指導を受けた上で、修士論文を作成しなければならない。
- (2) 博士前期課程又は修士課程の在学者は、指定の日程（4月下旬）に従い、指導教員の承認を得て、所定の「修士論文題目届」及び「修士論文作成指導申込書」を研究科長宛に提出しなければならない。

7. 単位の授与

- (1) 大学院は、授業科目を履修した者に対して、試験のうえ、合格した者に単位を与える。
- (2) 成績の評価は、100点満点で60点以上を合格、59点以下を不合格とする。ただし、修士論文については、合格又は不合格で表す。

履 修 要 項（博士後期課程）

1. 授業及び研究指導

- (1) 各研究科・専攻後期課程の教育は、学位論文の作成等に対する研究指導によって行う。
- (2) 各専攻ごとの研究指導の内容は、大学院学則第12条別表1に定めるとおりである。

2. 授業科目及び単位数

- (1) 各研究科の授業科目及び単位は、大学院学則第12条別表2による。
- (2) 各授業科目の単位数は、1週2時間で1年間にわたるものは4単位とする。

3. 履修指導

各研究科は、新入生のためのガイダンス及びオリエンテーションを実施するので全員出席し、履修の参考とすること。

4. 履修登録

- (1) 履修の手続は、学事暦に従い博士前期課程又は修士課程に準じて行われる。
- (2) 博士後期課程に3年以上在学した者は、授業科目履修届の備考欄に「博士論文のみ」と明記して提出すること。
- (3) 博士後期課程の在学者は、指定の日程（4月下旬）に従い、所定の「研究指導計画書」を各研究科長宛に提出しなければならない。

5. 授 業

授業時間割は、博士前期課程又は修士課程に準じて行われるが、各人の授業等は指導教員と協議のうえ展開する。

6. 履修方法

- (1) 博士後期課程にあつては、3年以上在学し、大学院学則第12条別表2により、各研究科・専攻所定の単位（12単位）を修得し（工学研究科を除く）、指導教員の指導のもとに必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出しなければならない。ただし、単位の修得については、平成11年度入

学者から適用するものとする。

- (2) 博士後期課程の在学者は、学事暦に定める日程に従い、指導教員の承認を得て、所定の「博士論文題目届」及び「博士論文作成指導申込書」を研究科長宛に提出すること。